

加古川市国民健康保険資格確認書の交付更新等に関する要綱

令和 6 年 11 月 27 日 健康医療部長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。以下「法」という。）第 9 条第 2 項及び国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号。以下「省令」という。）第 6 条に規定する国民健康保険資格確認書（以下「資格確認書」という。）の交付更新並びに法第 9 条第 4 項及び省令第 7 条の 3 に規定する国民健康保険資格情報通知書（以下「資格情報通知書」という。）等に関する必要な事項を定めるとともに、被保険者間の負担の公平化を図り、もって国民健康保険事業の健全な運営に資することを目的とする。

(資格確認書の交付更新)

第 2 条 市長は、毎年 8 月 1 日に資格確認書の更新を行い、引き続き法第 36 条第 3 項に規定する電子資格確認（以下「電子資格確認」という。）による療養の給付を受けることができない被保険者（市長が資格確認書が必要と認めた被保険者を含む。）（以下「資格確認書交付対象者」という。）について、その属する世帯の世帯主に、有効期間が 1 年の資格確認書を交付する。

(資格情報の通知)

第 3 条 市長は、毎年 8 月 1 日に、電子資格確認による療養の給付を受けることができる被保険者（以下「マイナ保険証保有者」という。）のうち、省令第 7 条の 3 第 1 項第 4 号の一部負担金の割合等を記載する必要がある被保険者（資格確認書交付対象者を除く。）（以下「年次資格情報通知対象者」という。）の資格情報を、その属する世帯の世帯主に、有効期間が最長 1 年の資格情報通知書により通知する。

2 市長は、毎年 8 月 1 日に、同年 7 月 31 日を有効期限とする資格確認書を保有している被保険者のうち、マイナ保険証保有者となったことを把握した者（既に資格情報通知書により通知した者を除く。）の資格情報を、そ

の属する世帯の世帯主に、資格情報通知書により通知する。なお、年次資格情報通知対象者については、資格情報通知書の有効期間を1年とする。

(特別療養費の支給対象世帯)

第4条 法第54条の3第1項で規定する滞納があり、世帯主が次の各号のいずれかに該当する世帯のうち、市長が必要と認める世帯を、特別療養費支給対象世帯とする。

(1) 納付相談等に応じない者

(2) 納付相談等を実施してなお、滞納解消する見込みがない者

(3) 意図的に差押財産の名義を変更するなど滞納処分を逃れようとする者

2 第1項を適用するにあたり交付する省令第27条の5の2第4項に定める資格確認書の更新日及び有効期間は第2条1項の資格確認書の例による。

(除外要件届出書)

第5条 省令第27条の5の4第1項及び第2項で定める特別の事情に係る届出は、様式第1号により行う。

2 省令第27条の5の5第1項及び第2項で定める原爆一般疾病医療費の支給等に係る届出は、様式第2号により行う。

(弁明の機会の付与)

第6条 市長は、当該世帯を特別療養費支給対象世帯とするにあたり、法第54条の3第3項の規定による事前通知を当該世帯主に行う際、当該世帯主に対して行政手続法（平成5年法律第88号）第13条及び第29条から第31条までの規定に基づき、弁明書（様式第3号）により弁明の機会を付与するものとする。

2 前項の規定による弁明書が提出期限までに提出されないとき又は予定している当該処分が弁明によっても正当であると認められるときは、当該世帯を特別療養費支給世帯とする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

特別の事情に係る届出書

加古川市長 様

届出人住所

届出人氏名

下記のとおり国民健康保険料（税）を納付することができない特別の事情があるので、届け出ます。

記

世帯主	住 所	加古川市																
	氏 名									電話 番号								
被保険者 記号・番号										個人 番号								
1. 特別な事情 （該当する 番号に○を してください）		1 世帯主がその財産につき災害を受け、又は盗難にかかったこと。 2 世帯主又はその者と生活を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。 3 世帯主がその事業を廃止し、又は休止したこと。 4 世帯主がその事業につき著しい損失を受けたこと。 5 上記 1 から 4 までに類する事由があったこと。																
2. 国民健康保険料（税）を納付することができない理由 （上記 1 の理由を具体的に記載してください。）																		

※特別な事情があることを明らかにする書類を添付してください。

加古川市長 様

届出人氏名

記

[illegible]

2 原爆一般疾病医療費の支給等を受けることのできる者であることを証明する書類を添付してください。

原爆一般疾病医療費の支給等の名称

番号	医 療 等 の 名 称
1	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給
2	児童福祉法第 19 条の 2 第 1 項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第 20 条第 2 項の医療に係る療育の給付又は同法第 21 条の 5 の 29 第 1 項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第 24 条の 20 第 1 項（同法第 24 条の 24 第 3 項において適用する場合を含む。）の障害児入所医療費の支給
3	予防接種法第 16 条第 1 項第 1 号又は第 2 項第 1 号（新型インフルエンザ等対策特別措置法第 28 条第 5 項から第 7 項までの規定により適用される場合を含む。第 27 条の 12 第 2 号において同じ。）の医療費の支給
4	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 58 条第 1 項の自立支援医療費、同法第 70 条第 1 項の療養介護医療費又は同法第 71 条第 1 項の基準該当療養介護医療費の支給
5	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 30 条第 1 項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付
6	麻薬及び向精神薬取締法第 58 条の 17 第 1 項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付
7	母子保健法第 20 条の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給
8	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第 16 条第 1 項第 1 号又は第 20 条第 1 項第 1 号の医療費の支給
9	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 37 条第 1 項（同法第 44 条の 9 第 1 項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。以下同じ。）又は第 37 条の 2 第 1 項又は第 44 条の 3 の 2 第 1 項（同法第 44 条の 9 第 1 項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。以下同じ。）の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付
10	石綿による健康被害の救済に関する法律第 4 条第 1 項の医療費の支給
11	新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法第 4 条第 1 号の医療費の支給
12	特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第 12 条第 1 項の定期検査費、同法第 13 条第 1 項の母子感染防止医療費又は同法第 14 条第 1 項の世帯内感染防止医療費の支給
13	難病の患者に対する医療等に関する法律第 5 条第 1 項の特定医療費の支給
14	沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令第 3 条又は第 4 条の医療費の支給
15	国民健康保険法施行令第 29 条の 2 第 8 項の規定による、人工腎臓を実施している慢性腎不全、血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害又は先天性血液凝固第Ⅸ因子障害及び抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（HIV 感染を含み、厚生労働大臣の定める者に係るものに限る。）の治療に係る高額療養費の支給
16	児童福祉法第 21 条の 6 の措置（同法第 6 条の 2 の 2 第 3 項に規定する医療型児童発達支援を行う施設への措置に限る。）、同法第 22 条第 1 項の助産の実施、同法第 27 条第 1 項第 3 号の措置、同条第 2 項の指定発達支援医療機関への委託措置又は同法第 33 条の一時保護に係る医療の給付
17	身体障害者福祉法第 18 条第 2 項の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 6 項の厚生労働省令で定める施設又は指定医療機関における医療の給付
18	昭和 48 年 4 月 17 日衛発第 242 号厚生省公衆衛生局長通知「特定疾患治療研究事業について」による治療研究に係る医療の給付
19	昭和 59 年 4 月 10 日衛発第 266 号厚生省公衆衛生局長通知「毒ガス障害者救済対策事業の実施について」による医療費の支給
20	平成元年 7 月 24 日健医発第 896 号厚生省保健医療局長通知「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業について」による治療研究に係る医療の給付
21	平成 4 年 4 月 30 日環保業第 227 号環境事務次官通知「水俣病総合対策費の国庫補助について」による療養費及び研究治療費の支給
22	平成 15 年 6 月 6 日環保企発第 030606004 号環境事務次官通知「「茨城県神栖町における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱」について」による医療費の支給
23	平成 17 年 5 月 24 日環保企発第 050524001 号環境事務次官通知「メチル水銀の健康影響に係る調査研究事業について」による研究治療費の支給
24	平成 20 年 3 月 31 日健発第 0331001 号厚生労働省健康局長通知「感染症対策特別促進事業について」による肝炎治療特別促進事業に係る医療の給付
25	平成 30 年 6 月 27 日健発 0627 第 1 号厚生労働省健康局長通知「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」による医療費の支給

年 月 日

弁 明 書

加古川市長 様

届出人住所

届出人氏名

年 月 日付けで通知のあった処分（特別療養費支給対象世帯の適用及び資格確認書保有者の資格確認書の返還）について、下記のとおり弁明します。

記

世帯主	住 所	加古川市		
	氏 名		電話 番号	
被保険者 記号・番号				
弁明の内容：				